

議案第3号

特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月15日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条に規定する特別支援学校において、自立活動等に関する必要な助言を行うため、特別支援学校自立活動等アドバイザーを設置する。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条に規定する特別支援学校において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第4項に規定する自立活動及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第74条に規定する助言又は援助の円滑な実施を図るため、特別支援学校自立活動等アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(身分)

第2条 アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 アドバイザーは、特別支援学校の校長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自立活動に対する助言に関すること。
- (2) 学校教育法第74条に規定する特別支援学校が行う助言又は援助に対する助言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 アドバイザーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 視能訓練士
- (2) 言語聴覚士
- (3) 理学療法士
- (4) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（平成2年8月1日に財団法人日本臨床心理士資格認定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する臨床心理士
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

2 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 アドバイザーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 アドバイザーの勤務場所は、沖縄県立特別支援学校とする。

2 アドバイザーの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、校長が別に定める。

(服務)

第7条 アドバイザーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 アドバイザーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 アドバイザーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解雇)

第8条 教育委員会は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解雇することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) アドバイザーとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

特別支援学校自立活動等アドバイザー設置規程

2 制定の経緯及び必要性

特別支援学校の専門性向上に係る課題解決及び特別支援教育の充実を図るために、特別支援学校自立活動等アドバイザーを設置する。

- (1) 特別支援学校に求められる障害や疾病等の知識及び指導技術は、教育分野に加えて医学的な知識や技能等も含まれており、更なる専門性の向上が必要である。
- (2) 特別支援学校の教員の指導技術等の専門性を計画的、継続的に向上するため、専門家の助言が必要である。
- (3) 近年、小中学校、高等学校、保護者等からの相談件数が急増していること、また、相談内容が複雑化していることから、専門家の助言を踏まえた相談体制の充実が必要である。

3 訓令案の概要

- (1) アドバイザーの設置について定める。 (第1条)
- (2) アドバイザーの身分について定める。 (第2条)
- (3) アドバイザーの職務内容について定める。 (第3条)
- (4) アドバイザーの委嘱及び委嘱期間について定める。 (第4条)
- (5) アドバイザーの報酬等について定める。 (第5条)
- (6) アドバイザーの勤務条件について定める。 (第6条)
- (7) アドバイザーの服務について定める。 (第7条)
- (8) アドバイザーの解職について定める。 (第8条)
- (9) 補則について定める (第9条)。
- (10) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

4 根拠法令

学校教育法（昭和22年法律第26条）第72条及び第74条

5 関係各課との調整状況

総務部財政課、総務部人事課及び教育庁総務課と調整済み